

別表第1

工事の種類	工事（別表第2及び第3を除く）			
業務区分	①	②	③	④
基準価格	予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	予定価格算定の基礎となった一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
失格判断基準	入札価格（入札書に記載された価格。以下同じ。）の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額未満である場合	入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合	入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合	入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合

別表第2

工事の種類	機械設備工事、電気設備工事、電気通信設備工事の積算基準に基づき積算する工事				
業務区分	①	②	③	④	⑤
基準価格	予定価格算定の基礎となった機器単体費の額に10分の9.2を乗じて得た額	予定価格算定の基礎となった直接工事費（機器単体費を除く）の額に10分の9.7を乗じて得た額	予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	予定価格算定の基礎となった一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
失格判断基準	入札価格の積算内訳である機器単体費の額と直接工事費の額の合計額が、予定価格算定の基礎となった機器単体費の額に10分の8.1を乗じて得た額と直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額の合計額未満である場合		入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合	入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合	入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合

別表第3

工事の種類	水道設備修繕工事の積算基準に基づき積算する工事		
業務区分	①	②	③
基準価格	予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	予定価格算定の基礎となった間接工事費の額に10分の9を乗じて得た額	予定価格算定の基礎となった諸経費の額に10分の7.25を乗じて得た額
失格判断基準	入札価格の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額未満である場合	入札価格の積算内訳である間接工事費の額が、予定価格算定の基礎となった間接工事費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合	入札価格の積算内訳である諸経費の額が、予定価格算定の基礎となった諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額未満である場合

別表第4

業務区分	対象となる積算基準
測量業務	一般測量、航空写真測量、土地調査
建築関係の建設コンサルタント業務	建築設計、設備設計
土木関係の建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、道路、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、建設環境
地質調査業務	地質調査
補償関係コンサルタント業務	土地評価、物件調査、事業損失

別表第5

業務区分		①	②	③	④
測量業務	基準価格	直接測量費の額	諸経費の額に10分の5.8を乗じて得た額		
	失格判断基準	直接測量費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額		
建築関係の建設コンサルタント業務	基準価格	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
	失格判断基準	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	基準価格	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	
	失格判断基準	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	
地質調査業務	基準価格	地質調査業務費（一般）の内、直接調査費の額	地質調査業務費（一般）の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	地質調査業務（解析）費計の額に10分の8を乗じて得た額	地質調査業務費（一般）の内、諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
	失格判断基準	地質調査業務費（一般）の内、直接調査費の額	地質調査業務費（一般）の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	地質調査業務（解析）費計の額に10分の8を乗じて得た額	地質調査業務費（一般）の内、諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	基準価格	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.5を乗じて得た額	
	失格判断基準	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	

別表第 6

業務の種類	運転管理業務				
業務区分	①	②	③	④	⑤
基準価格	直接業務費の額に10分の9.5を乗じて得た額	直接経費の額に10分の9.5を乗じて得た額	技術経費の額に10分の9を乗じて得た額	間接業務費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
失格判断基準	直接業務費の額に10分の9.5を乗じて得た額	直接経費の額に10分の6を乗じて得た額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	間接業務費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の3を乗じて得た額

別表第 7

業務の種類	維持管理業務			
業務区分	①	②	③	④
最低制限価格 (積算上現場管理費と 一般管理費を区分)	直接点検費の額に10分の9.7を乗じて得た額	間接点検費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
最低制限価格 (上記以外)	直接点検費の額に10分の9.7を乗じて得た額	間接点検費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の7.25を乗じて得た額	